

名古屋税関保稅会 春期保稅事務研修会

保稅工場・製造工場について

令和4年4月21日・22日

監視部 保稅検査第2部門



目次

1 保税工場・製造工場検査	・・・1
2 工場制度（保税工場・製造工場）	・・・2
3 保税工場	
①作業の届出	・・・3
②記帳義務	・・・4
4 製造工場	
①定率法13条承認工場	・・・5
②暫定法9条の2承認工場	・・・6
③関税が徴収される場合	・・・7
④関税が徴収されない場合	・・・8
5 非違実績	・・・9
6 非違事例	・・・10～12
7 貨物管理の心構え	・・・13～14

1 保税工場・製造工場検査（関税法第105条の権限）

☆ 目的

関税法令に定められた義務規定、許可条件の遵守状況及び履行状況を検証するとともに、貨物管理に関する適正な税関手続の履行及び貨物の亡失等を防止するための外国貨物の適正な保全等が将来的に確保し得る体制にあるか否かを確認することにより、保税行政上の秩序の維持及び保税地域の健全な運営を確保し、厳格な貨物管理を実現することで、国際物流の安全確保と円滑化の両立に寄与する。

◇ 主な検査項目

- 貨物の搬出入・保管・管理・製造に関する検査
- 記帳状況に関する検査
- 社内管理体制に関する検査

2 工場制度 （保税工場・製造工場）

（1） 保税工場制度（関税法）

低廉で海外に積戻すために、原料品について関税を留保したまま製造（保税作業）を行なうことを可能とした制度です。



（2） 製造工場制度（関税定率法・関税暫定措置法）

わが国の畜産農家などが、良質かつ低廉な飼料を安定的に供給される目的で、飼料製造に使用される「とうもろこし及び小麦等」の関税負担を軽減することで、国民生活の安定を図ろうとする制度です。



3 保税工場 ①作業の届出

☆ 作業の報告（関税法基本通達58-2）

保税作業の開始及び終了した際には、その旨を税関に届けなければなりません。開始については、取締り上特別に届出の必要がある場合を除き不要です。終了の際は「保税作業終了届」に所要の事項を記載し、税関に提出してください。（保税作業単位ごと）

☆ 指定保税工場の簡易手続（関税法61の2-1）

- ◇ 使用原料品の製造歩留りが安定していること
- ◇ 取締り上支障がないこと
- ◇ 保税作業により製造される製品及びその原料品である外国貨物を特定できること



☆ 指定保税工場の簡易手続（関税法61の2-2）

上記の指定を受けた者は、政令で定める事項を記載した「外国貨物加工製造等報告書」を、その翌月10日までに、税関に提出しなければなりません。

3 保税工場 ②記帳義務

保税工場にある外国貨物については帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。(関税法61の3、関税法施行令50)



原料置場	製造設備			製品置場		
原料搬入 (第1号)	原料使用 (第2号)	製造終了 (第3号)	保工外への払 出(第4号)	輸入許可(第5 号)	輸入許可前引 取(第6号)	製品搬出 (第7号)
貨物の記号、番 号、品名、数量、 価格、搬入年月 日、承認番号(船 舶の名称、入港 年月日、保税運 送承認番号)	貨物の記号、 番号、品名、 数量、使用 年月日	製品の記号、 番号、品名、 数量、終了年 月日	貨物の記号、 番号、品名、数 量、出した場所	貨物の記号、番 号、品名、数量、 許可年月日、許 可番号	貨物の記号、番 号、品名、数量、承認年 月日、承認番 号	貨物の記号、番号、 品名、数量、価格、 搬出年月日、目的、 許可・承認番号(船 舶の名称、出港年 月日)

4 製造工場 ① 定率法13条承認工場

☆ 定率法13条原料

◆ 配合飼料(定率法規則2条第1項第3号)

原料品名:とうもろこし、こうりゃん、グレーンソルガム、ライ麦、カッサバ芋など

その形状:ひき碎いたもの、加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの、加圧により加熱したもの

◆ 単体飼料(定率法規則2条第2項)

原料品名:とうもろこし、こうりゃん、グレーンソルガム

その形状:加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの、加圧により加熱したもの

※ 粉碎等の加工をしたものは、配合飼料として扱われます。

◎ 上記原料品を輸入しれ、その輸入の許可の日から一年以内に、税関長の承認を受けた製造工場で製造が終了するものについては、その関税を軽減し、又は免除します。

4 製造工場

② 暫定法9条の2承認工場

☆ 暫定法9条の2原料(暫定法規則11条第1項第2号)

◆ 配合飼料

原料品名: 経済連携協定に基づく関税譲許の便益を受けた小麦・大麦

その形状: ひき砕いたもの、ひき割りしたもの、加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの、
加圧により加熱したもの

◆ 単体飼料

● 経済連携協定産の小麦

原料品名: 経済連携協定に基づく関税譲許の便益を受けた小麦

その形状: ・ひき砕いたもの(小麦から生産されたふすまを加えたもので、当該ふすまの重量が全体の30%以上のもの)
、ひき割りしたもの(同上)、加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの

● 経済連携協定産の大麦

原料品名: 経済連携協定に基づく関税譲許の便益を受けた大麦

その形状: ・ひき砕いたもの、ひき割りしたもの、扁平状に押しつぶしたもの

◎ 上記原料品の輸入の許可の日から一年以内に製造が終了するものについては、その関税を軽減し、又は免除します。

4 製造工場

③ 関税が徴収される場合 (定率法第13条第7項) (暫定法第9条の2第7項)

☆ 下記のいずれかに該当する場合は、免税を受けた関税を直ちに徴収することになりますのでご注意ください。

- ◆ 用途外使用の承認を受け、又は承認を受けずに、用途外使用をした場合
- ◆ 用途外使用のために譲渡した場合
- ◆ 輸入の許可の日から1年以内に製造を終了しなかった場合
- ◆ 承認を受けた製造工場以外の場所で製造した場合
- ◆ 混用使用の承認を受けずに、同種の他の原料品と混用使用した場合
- ◆ 原料品の数量に対する飼料の数量の割合が、その製造の方法、工場の設備その他の事情を勘案して合理的と認められる割合を下回った場合

4 製造工場 ④ 関税が徴収されない場合

☆ 製造用原料品等の亡失・減却（定基達13-17）（暫基達9の2-18）

免税原料品または製品（半製品を含む）が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合または税関長の承認を得て減却した場合は、関税は徴収されません。

ただし、災害その他やむを得ない理由なく亡失した場合、又は税関長の承認を受けないで減却した場合には、その数量に対して本来課税されるべき関税が徴収されることとなりますので、ご注意ください。

◆ 亡失の場合の届出書

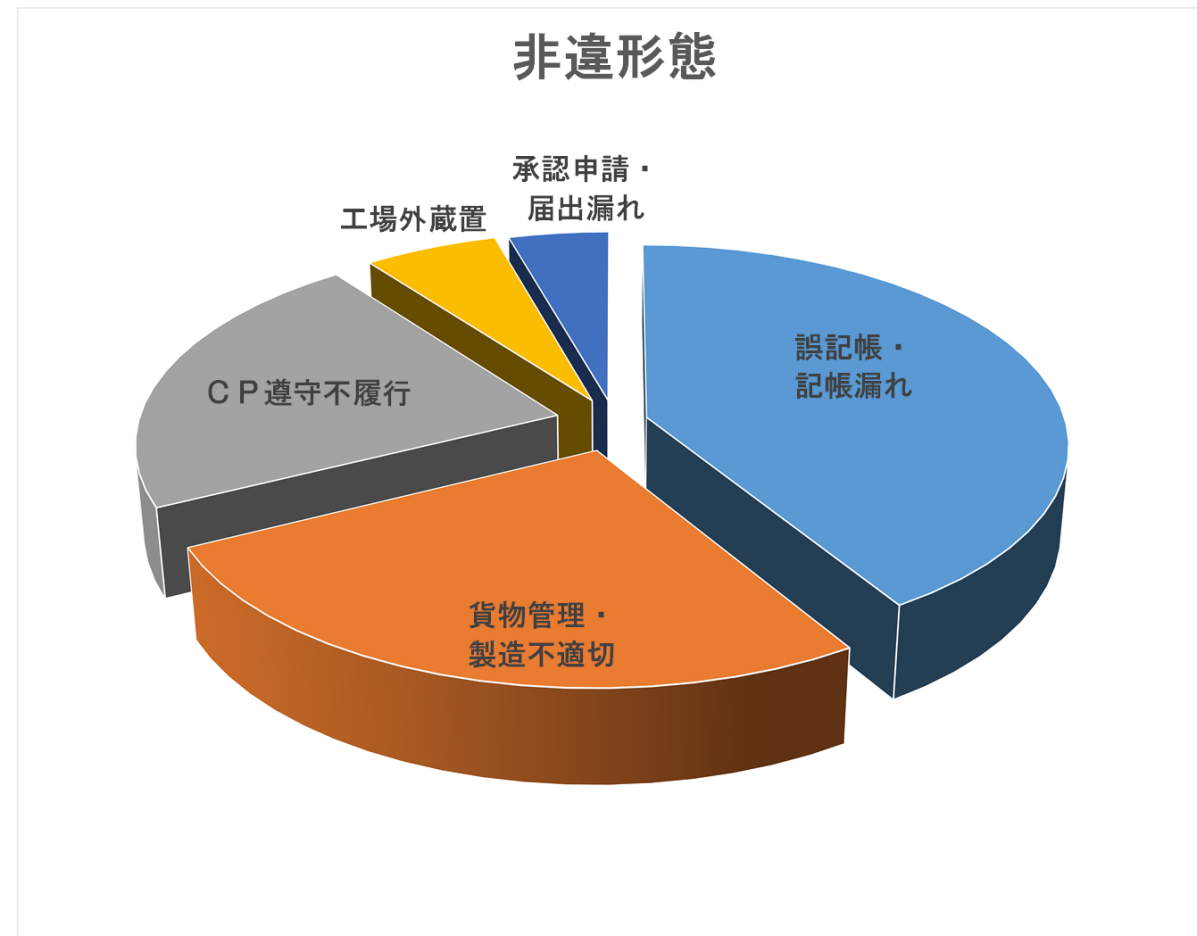
製造用原料品等の亡失届
（税関様式T-1150）

◆ 減却の場合の申請書

製造用原料品等の減却承認申請書
（税関様式T-1160）

5 非違実績

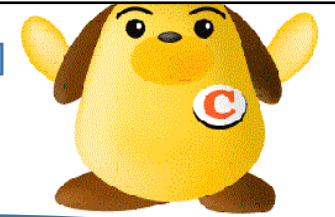
非違形態	非違 形態	主な非違概要
誤記帳・ 記帳漏れ	28	・台帳の法定事項記帳漏れ ・在庫貨物と台帳が不一致 ① ・システムの歩留率変更忘れ ② ・転記ミス etc.
貨物管理・ 製造不適切	18	・在庫貨物の不適切管理 ④ ・滅却貨物の不適切管理 ・用途外使用※製造工場
C P 遵守不履行	15	・教育訓練未実施 ③ ・内部監査未実施 ・社内管理組織図未改訂 etc.
工場外蔵置	4	・保税区域外に蔵置
承認申請・ 届出漏れ	3	・内外貨混用承認の未申請 ・工事の未届 ・収容能力増減の未届 etc.



※ 2018年1月～2021年12月の全国非違実績（保税工場・製造工場）

6 非違事例

再確認を！！



② 誤記帳

【貨物管理方式：内外貨混合使用・個別管理 の工場】

◆ 概要

歩留り更新(査定歩留り適用)に伴い、外貨原料品使用量の歩留り改定があったにもかかわらず社内システムの数値を訂正していなかったことから改定前の数値で外貨原料品使用量が計算されたため、外貨原料が過大引落しとなっていたものです。

◆ 原因

保税担当者が、歩留り改定に伴う外貨原料品使用量の数値について、変更しなければならないという認識がなく、社内システム電算部への変更依頼がなされていなかった、また、棚卸も実施されていなかったものです。

6 非違事例

再確認を！！



③ CP遵守不履行

◆ 概要

CP(社内管理規定)で、毎年4月に研修を実施すると規定しているが、5月の内部監査時、未実施であったことから指摘を受けた。その数か月後、税関の業務検査の時点においても研修は実施されていなかったものです。

◆ 原因

教育訓練担当者は、業務多忙を理由に研修計画の策定を怠っていたため、社内の年間業務計画に組み込めなくなり、実施が困難となってしまったものです。

6 非違事例

再確認を！！



○ その他の非違概要

- ◆ IM承認貨物を無許可で保税工場外に蔵置していた。
- ◆ 見本持出許可を受けずに、無許可で自社分析に使用していた。
- ◆ 外貨原料について、承認を得ることなく置くことのできる期間を超えて蔵置していた。
- ◆ 外国貨物を無許可で保税工場外へ出して、保税作業を行った。
- ◆ 内外貨混用承認を得ることなく、外貨と同種の内貨原料を混用し作業していた。
- ◆ 保税工場内において、無届けで工事(設備の取り換え)をした。
- ◆ 包括減却承認期間経過後、更新を忘れ、無承認のまま減却した。
- ◆ 保税製品について、保税運送承認を得ずに搬出した。



7 貨物管理の心構え 保税工場・製造工場共通

◆ 二重チェックの励行

- ・ 帳簿(原料台帳、製品整理簿等)及び加工製造等報告書における誤りは、確認不足による単純な転記ミスが多いことから、厳にチェック体制の構築を図ることが大切です。

◆ CPに係る「貨物管理規則」及び「社内管理体制」と現状との一致

- ・ 人事異動等により組織変更があった場合、速やかに組織図等の変更を届出が必要です。

◆ 社内管理規定(基本動作)の遵守

- ・ 教育訓練及び内部監査は形骸化していませんか。厳格に行うことが大切です。
- ・ 社内(各担当責任者間)連絡体制の確立。情報の共有がミスを防ぎます。

◆ 原料や製品の棚卸による数量把握の徹底

- ・ 定期的な棚卸による台帳と在庫の対査確認によりミスの未然防止、または早期発見につながります。

◆ 事故発生または疑問が生じた場合等は、速やかに担当保税部門に通報・相談

- ・ 不要だろうと自己判断することは、届出漏れなど重大な非違となる恐れがあります。

◆ 担当者引継ぎの徹底

- ・ 単なる事務作業の手順引継ぎで済まらず、法令や規定などの根拠をきめ細かく行うことが大切です。

◆ 製造設備等工事を行う場合、事前の届け出



7 貨物管理の心構え 製造工場

◆ 棚卸の実施

・棚卸しを毎月行っていますか(使用量と在庫量の整合性の確認)。

◆ 出来高数量は実績値

・製品出来高は、作業指図書の数値(計画数量)をもって記載していませんか。

(製品出来高は、日々実質計量された製品の数値を記帳しなければなりません。)

◆ 製造歩留の合理性

・製造終了届の製造歩留りは常に合理的な範囲内にありますか。

◆ 返品製品の取り扱い

・返品された製品の再投入(同一銘柄)に係る記帳処理は大丈夫ですか。

(当該返品分は、飼料製造終了届「明細票」の“再生分”の欄に記載してください。)

麻薬、けん銃等の密輸防止にご協力を

名古屋税関では、麻薬及びけん銃並びにテロ対策などの水際取締りを強化しております。

皆様の密輸防止に対するご協力をお願いします。

名古屋税関密輸ダイヤル(24時間受付)

フリーダイヤル 0120 — 461 — 961

許しません シロイ(粉) クロイ(武器)

